

3月10日(金)現在

本県の新型コロナウイルスの感染状況や医療ひつ迫状況等は 国評価レベルⅠ(感染小康期)です

新型コロナの1週間の新規感染者数は減少傾向が続いている、県内の医療のひつ迫は概ね解消されています。国評価レベルは、レベル1です。

県民の皆様には、引き続き、可能な方は**新型コロナとインフルエンザのワクチンを接種**をするとともに、感染に備え、事前に市販の解熱鎮痛剤、風邪薬、コロナ検査キットを家庭に常備し、症状が軽く重症化リスクの低い方は医療機関の受診を控えるなど、**適切な受診**をお願いします。

3月9日現在

入院患者数 A	病床数 B	病床利用率 A/B
137人	560床 ^{※1}	24.5%
	532床 ^{※2}	25.8%

※1 即応病床数(コロナ確保病床以外の病床数を含む)

※2 コロナ確保病床数

直近1週間の10万人当たり
新規陽性者数

60.9人

3月13日(月)以降のマスク着用について

マスク着用は個人の判断を尊重し、本人の意思に反する着脱の強制はやめましょう

①マスクの着用が効果的な場合

重症化リスクの高い方への感染を防ぐ	・ 医療機関を受診する時 ・ 医療機関や高齢者施設等を訪問する時 ・ 混雑した電車やバスに乗車する時
重症化リスクの高い方が自分自身を守る	・ 流行期に混雑した場所へ行く時

②マスクの着用の判断

※場所や場面に応じて着脱できるよう、常にマスクを携行しましょう

症状がある場合	やむを得ず外出する場合はマスクを着用
学校(4月1日から適用※)	マスク着用を求めることが基本、マスクの着脱を強制しない マスク着用を促す場合も児童生徒や保護者等の判断を尊重
医療機関・高齢者施設等	施設従事者は勤務中のマスク着用を推奨
事業所	マスクの着用は個人の判断とする。ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等で、利用者・従業員にマスクの着用を求めるることは許容

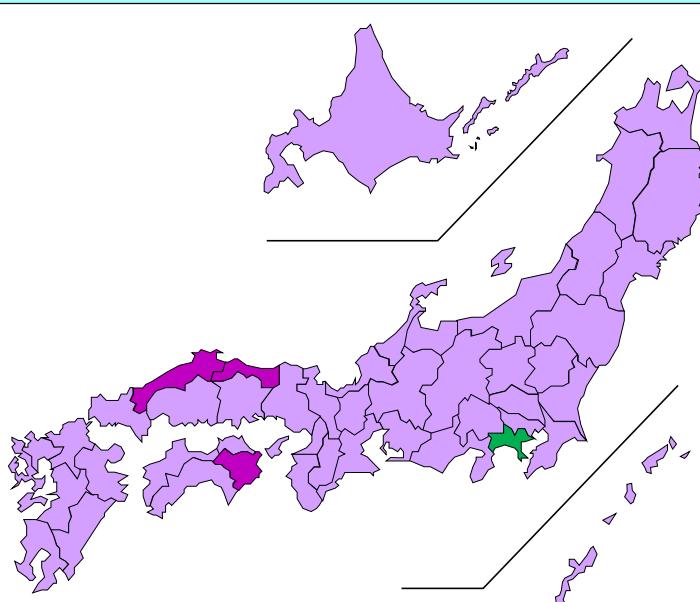
※4月1日より前に実施される卒業式は、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とする。

県外への移動を検討されている皆様へ

3月は転勤や進学等、人の移動が多くなる時期です。人との接触が多い**感染リスクが高い場所への外出や重症化リスクの高い人がいる場所への訪問、訪問先での感染リスクの高い行動には注意**し、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。



全国の直近1週間10万人当たり
新規陽性者数(3月9日現在)



次回発表予定
令和5年3月17日(金)

※上記発表前でも必要に応じて随時発表する場合があります

県民・事業者の皆様へのお願い

県民の皆様へのお願い

○オミクロン株対応2価ワクチンの接種

- ・現在実施中の**オミクロン株対応2価ワクチンの接種**は、オミクロン株に対し、**従来型ワクチンを上回る重症化予防効果**とともに、**感染予防効果や発症予防効果**も期待されています。
- ・**重症化リスクのある人と接する方、旅行やイベントに参加する方は、ワクチン接種を積極的に検討してください。**
- ・なお、県の大規模接種会場(もくせい会館)でも、2価ワクチンの接種を実施していますので、ぜひご利用ください。

県の大規模接種会場の
情報は[こちら](#)



○適切な受診

- ・緊急に診療が必要となる救急医療が滞ることがないように、**夜間・休日は、軽いかぜ症状だけの場合は、受診を控え、平日の日中にかかりつけ医など地域の医療機関を受診してください。**
- ・**症状が軽く、重症化リスクの低い方は、医療機関の受診を控え、自己検査をし、陽性の場合には、自己検査・療養受付センターに登録し、そのまま療養してください。また、自宅療養に備えて食べ物や飲み物の備蓄もお願いします。**

○基本的な感染防止対策の継続

- ・「三つの密(密閉、密集、密接)」を回避するとともに、人ととの距離の確保、適切なマスクの着用、手洗い等の手指消毒等の**基本的な感染防止対策を継続してください。**
- ・感染リスクが高い場所への訪問や、感染リスクの高い行動には十分注意し、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

事業者の皆様等へのお願い

○事業所における取組

- ・事業者の皆様は、職場や店舗等における基本的な感染防止対策の徹底、特に**換気の励行、居場所の切り替わりでの感染防止対策**や、人との接触を低減する取組など、感染防止対策を継続してください。
- ・医療機関のひつ迫を再発させないために、従業員が発熱等で休暇を取得する際に、新型コロナ又はインフルエンザの**検査結果を証明する書類や診断書を求めないでください。**また、従業員が職場復帰する際に**検査の陰性証明や治癒証明を求めないようお願いします。**

○学校等における取組

- ・学校や保育所等では、適切なマスクの着用、こまめな換気など基本的な感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動の回避に努めてください。
- ・職員や児童・生徒等に何らかの風邪症状がある場合については、部活動や課外活動も休み、市販薬(咳止め・解熱剤等)を服薬するなど、自宅で静養してください。

○福祉施設等での取組

- ・福祉施設等の事業者の皆様は、県から配布された抗原定性簡易キットを活用して週に2度の定期検査を行い、陽性者の早期発見に御協力願います。

○催物(イベント)における留意事項

- ・イベント(催事)の主催者の皆様は、**3密の回避、こまめな換気や消毒**など基本的な感染防止対策の徹底とともに、参加者の行動管理に努めてください。
- ・**参加者に対して、手指消毒や適切な距離の確保を促す**よう努めてください。
- ・参加人員 5,000 人超かつ収容率 50% 超のイベントを開催する場合は、県に具体的な感染防止策を記載した「感染防止安全計画」を提出してください。

マスク着用の考え方の見直しについて(令和5年3月13日から運用開始)

※3月12日までは適切にマスクを着用しましょう。

(国 新型コロナウイルス感染症対策本部決定通知より)

区分	内容
概要	<ul style="list-style-type: none">・マスク着用は個人の判断を尊重して委ね、本人の意思に反して着脱を強制しない・政府は、マスク着用が効果的な場面を周知し、その場合のマスク着用を推奨・3月13日から適用(学校は4月1日から)
マスク着用が効果的な場面	<ul style="list-style-type: none">・重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、以下の場面ではマスク着用を推奨 ①医療機関受診時 ②医療機関や高齢者施設等訪問時 ③混雑した電車・バス・重症化リスクの高い者が、混雑した場所に行く場合もマスク着用が効果的
症状がある場合等	<ul style="list-style-type: none">・症状がある者・コロナ陽性者・その同居家族は外出を控えるが、やむを得ず外出する場合は、人混みを避け、マスクを着用
学校・保育所等	<ul style="list-style-type: none">・マスク着用を求めないことが基本・マスク着用を希望する児童生徒に適切に配慮・換気の確保・マスク着用を促す場合も児童生徒や保護者等の判断を尊重し、着脱を強制しない・卒業式では児童生徒はマスク着用せず出席することを基本(合唱・呼掛けはマスク)
医療機関や高齢者施設等	<ul style="list-style-type: none">・従事者は、勤務中のマスク着用を推奨
事業者	<ul style="list-style-type: none">・感染対策上や事業上の理由から利用者や従業員にマスク着用を求めるることは許容・業種別ガイドラインを見直して周知

国評価レベルの判断基準

令和4年12月16日 改定

国評価 レベル	状況(国の例示等)				本県の 指標と目安値
	保健医療の負荷		最大確保 病床使用率	社会経済 活動	
4 医療機能 不全期	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱外来や救急外来で対応しきれず、一般的な外来にも患者が殺到 ・通常医療も含めた外来 医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・入院が必要な中等症・重症者の絶対数が著しく増加。医療従事者の欠勤と相まって、入院医療がひっ迫 ・入院できずに、自宅療養中に死亡する者が多数発生 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態（重点医療機関における医療従事者の欠勤急増） 	<p>病床使用率 重症病床使用率 概ね 80%以上</p>	<p>欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性</p>	<p>今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生</p>	<p>【感染状況】及び【保健医療の負荷の状況】 今後の感染状況等を踏まえ設定</p> <p>【社会経済活動の状況】 県内の複数の公共交通機関において、新型コロナの影響で従業員が欠勤したことによる減便が生じた場合</p>
3 医療負荷 増大期	<ul style="list-style-type: none"> ・外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来の多くに患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生 ・救急搬送困難事例の急増 ・入院患者も増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる（重点医療機関における医療従事者の欠勤急増） 	<p>病床使用率 重症病床使用率 概ね 50%以上</p>	<p>職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者も多数発生</p>	<p>医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生</p>	<p>【感染状況】 (2⇒3への移行) 1週間新規感染者数の前週比1.0倍以上が継続</p> <p>【保健医療の負荷の状況】 ①コロナ受入病院入院者 400人以上 ②病床使用率 (最大確保病床に対して) 50% ③コロナ受入病院の医師・看護師休職者数 300人 ④発熱外来の行政検査数 21,000件／週 ⑤救急搬送困難事案件数 40件／週 </p> <p>【社会経済活動の状況】 具体的な目安値等は設定せず個別に判断</p>
2 感染拡大 初期	<ul style="list-style-type: none"> ・診療・発熱外来の患者数が急増し、負荷が高まり始める ・救急外来の受診者数も増加 ・病床使用率、医療従事者の欠勤者数も上昇傾向 	<p>病床使用率 概ね 30～50%</p>	<p>職場で欠勤者が増加し始め、業務継続に支障が生じる事業者も出始める</p>	<p>感染者が急速に増え始める</p>	<p>【今後の感染状況等を踏まえ設定】</p>
1 感染 小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・外来医療、入院医療ともに負荷は小さい 	<p>病床使用率 概ね 0～30%</p>	—	<p>感染者は低位で推移、又は徐々に増加している状態</p>	—

マスク着用に関する基準の見直しに係る静岡県の方針

(令和5年3月10日)

令和5年2月10日、政府新型コロナウィルス感染症対策本部により、屋内では基本的にマスクの着用を推奨としている取扱いを改め、「行政が一律にルールとして求めるものではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする」とされました。

適用は準備期間等を考慮し、3月13日からとするほか、学校における見直しは4月1日からとされました。

本県においても、国の方針に従い、「個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、感染防止策として、マスクの着用が効果的な場面（窓口業務に従事する職員など）においては、マスクを着用することとします。

各部局の具体的な対応

対象	部局名	方針
県庁舎等（県職員）	経営管理部	<ul style="list-style-type: none">個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面（特に不特定多数の県民が来訪する窓口業務中）ではマスクを着用
ふじのくに安全・安心認証制度（宿泊施設）	スポーツ・文化観光部	<ul style="list-style-type: none">認証基準の「お客様及び従業員のマスク着用」の項目を削除（個人・事業者の判断に委ねる）
ふじのくに安全・安心認証制度（飲食店）	経済産業部	
県立学校	教育委員会	<ul style="list-style-type: none">学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。 (具体的な対応については改めて国からの通知がある予定)